平成２６年（フ）第８７５号
神戸市須磨区南落合４丁目１番182―103号、従前の住所神戸市垂水区学が丘１丁目13番14号
債務者　サブジェクトこと　香川　　榮
1　決定年月日時　平成27年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月13日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第９０１号
神戸市長田区五番町３丁目７番地の１　市住33―402号
債務者　大屋　麻希
1　決定年月日時　平成27年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月13日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２６７号
青森市大字新城字山田664番地　県営住宅ル－４－４
債務者　田澤健太郎
1　決定年月日時　平成27年１月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月18日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２８５号
青森市大字浪館字志田34番地６　コロナハイツ201号
債務者　岡　　礼奈
1　決定年月日時　平成27年１月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月18日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１２８４２号
東京都練馬区三原台２－２－８－205、住民票上の住所東京都練馬区氷川台３丁目18―10―301
債務者　小川まさ子
1　決定年月日時　平成27年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月３日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２９４６号
東京都新宿区三栄町22―205
債務者　藤居　直人
1　決定年月日時　平成27年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月３日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２９５３号
東京都足立区千住緑町３丁目３―11―202
債務者　佐々木美佐子
1　決定年月日時　平成27年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月３日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２９９４号
千葉県柏市高田246―103
債務者　上野　泰弘
1　決定年月日時　平成27年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月３日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１３０３１号
千葉県千葉市花見川区花見川２―32―305
債務者　鳴海美佐子
1　決定年月日時　平成27年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月３日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１３０４２号
東京都板橋区志村１丁目35―４―302
債務者　野口みさ子
1　決定年月日時　平成27年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月３日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１３０５４号
東京都江東区清澄２丁目５－３
債務者　守江　允子
1　決定年月日時　平成27年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月３日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１３０５９号
神奈川県川崎市多摩区登戸3462―６　ソナーレW702滝沢方、住民票上の住所東京都新宿区早稲田鶴巻町535―202
債務者　谷部　央年
1　決定年月日時　平成27年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月３日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１３０６０号
東京都葛飾区西水元６丁目２－４
債務者　冨田　　均
1　決定年月日時　平成27年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月３日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２０号
東京都足立区島根３丁目27―21　さくら西新井ハウス
債務者　佐藤　吉幸
1　決定年月日時　平成27年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月３日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２１号
神奈川県相模原市緑区橋本６丁目47―９　ロッシェル橋本１号棟201
債務者　藤澤　丈広
1　決定年月日時　平成27年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月３日午後２時
東京地方裁判所民事第20部